

22町財市第473号
2023年 2月 1日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町田市長職務代理者
町田市副市長 榎本 悦次

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 「市・都民税賦課」「証明書発行等窓口」業務における個人情報業務登録票の変更について
- 2 「軽自動車税賦課」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について

※変更の理由

業務の実態と合っていないため

「_____」は削除、「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票
- ・個人情報外部委託等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

NO. 1

業務の名称 市・都民税賦課		部 課 名 財務部市民税課
		管理責任者 財務部市民税課長
		登録年月日 1989.10.1 2000.11.13 2007.11.12 2008.12.8 2009.5.11 2009.10.19 2010.9.13 2010.10.18 2012.12.10 2014.10.20 2014.12.8、2015.12.14 2016.3.14変更
収集の時期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用	
記録廃棄の時期 その年度の第1期納期限 の翌日から7年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的 適正な市・都民税の賦課	各課共通	寄附・寄贈、番号連携
	総務部職員課	給与
	財務部財政課	寄附受理
対象となる個人の範囲 ① 1月1日現在町田市に居住している人 ② ①の扶養親族 ③ 市内に事務所・事業所又は家屋敷がある人で町田市に住所がない人 ④ ①、③の相続人 ⑤ ①、③、④に係る成年後見人・保佐人・補助人 ⑥ ⑤が法人の場合、その代理人 ⑦ 住居表示実施等に伴う世帯主	財務部納税課	市税収納、市税徴収（滞納整理）、国民健康保険税収納、国民健康保険税収納（継承）
	防災安全部防災課	災害
	市民部市民課及び 各市民センター	住民基本台帳
	市民部市民課	戸籍
	地域福祉部福祉総務課	成年後見制度利用支援事業
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
①各税務署	確定申告書等の課税に関する資料	
②各市区町村	確定申告書等の課税に関する資料	
③各事業所	給与支払報告書等の課税に関する資料	
④都税事務所	個人事業届等の課税に関する資料	
本人等への明示の方法 申告の手引き等に記載		
記録の保管方法 ①文書、電子媒体 ②書庫、倉庫に保管		
保管上の留意点 書庫、倉庫は施錠		
備 考 本人等以外から収集の際、通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 ②、④、⑥は地方税法第20条の11（官公署等への協力要請） ③、⑤は地方税法第298条（徴税吏員の質問検査権） ③、⑤は地方税法第317条の6（給与支払報告書等の提出義務） ①は地方税法第325条（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等） ⑦-1は地方税法第321条の7の3（年金保険者による市町村に対する通知）第321条の7の7第4項（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合等） ⑦-2、⑦-3は地方税電子申告システムの導入による。 ⑧は番号法第14条第2項に基づき住民基本台帳ネットワークで個人番号を含む本人確認情報を確認するため。	

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

NO. 2

業務の名称 市・都民税賦課		部 課 名 財務部市民税課
		管理責任者 財務部市民税課長
		登録年月日
収集の時期 ☐ 定期 ☐ 随時	収集の方法 ☐ 本人等 ☐ 本人等以外 ☐ 目的外利用	
記録廃棄の時期	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的	地域福祉部生活援護課	生活保護
	地域福祉部障がい福祉課	身体障がい児・者記録管理、知的障がい児・者記録管理、精神障がい者保健福祉手帳
	いきいき生活部 保険年金課	国民健康保険税賦課、後期高齢者医療、後期高齢者医療収納・徴収
	いきいき生活部高齢者福祉課	高齢者在宅サービス
	いきいき生活部介護保険課	介護保険被保険者管理
対象となる個人の範囲	都市づくり部 土地利用調整課	住居表示
	都市づくり部 地区街づくり課	土地区画整理事業（市施行）実施
	学校教育部指導課	都費負担教職員給与
本人等への明示の方法	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
	⑤日本年金機構ほか公的年金等支払者	公的年金等支払報告書
記録の保管方法	⑥消防署	罹災証明
	⑦社団法人 地方税電子化協議会	1 年金特別徴収対象者の課税に関する資料 2 地方税電子申告システム利用届出書等 3 確定申告書等の課税に関する資料
	⑧市区町村（地方公共団体情報システム機構経由）	個人番号を含む本人確認情報
保管上の留意点		
備 考	本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☐ その他	

(第1号様式2)

業務の名称 市・都民税賦課

部 課 名 財務部市民税課

		(1) 基本的項目	(2) 思想・信条等に関する項目
個人情報 報 記 録 の 項 目	① 氏名	② 成年後見	1 主義・主張
	② 個人番号	③ 住民記録システム 注意情報	② 支持政党
	③ 住所	④ 寄附目的	3 宗教
	④ 性別	⑤ 出生	4 趣味・嗜好
	⑤ 生年月日	⑥ 死亡	5
	⑥ 電話番号	⑦ 禁治産・準禁治産	6
	⑦ 本籍	⑧ 父母との続柄	7
	⑧ 国籍	⑨ 届出人の資格	8
	⑨ 世帯主との続柄	⑩ 親権者	9
	⑩ 親族関係	⑪ 嫡出子・非嫡出子	10
	⑪ 家庭環境等	⑫ 法定代理人	11
	⑫ 住民異動年月日	⑬ 特別代理人	12
	⑬ 異動事由	⑭ 印鑑登録・印影	13
	⑭ 在留資格	⑮ ☆収集の目的	14
	⑮ 相続人(推定相続人を含む)	⑯ ☆収集の目的	15
	⑯ 納税管理人	⑰ ☆収集の目的	
	⑰ 筆頭者	⑱ ☆収集の目的	
	⑱ 帰化	⑳ ☆収集の目的	
	⑲ 認知	㉑ ☆収集の目的	
	⑳ 電子メールアドレス		
	㉑ 利用者ID		
		(3) 社会的地位等に関する項目	(4) 成績・資格等に関する項目
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
② 地位	㉒ ㉓は、成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集	2 勤務成績	㉔は、成年後見の送付先登録時の資格本人確認のため収集
3 学歴		3 各種試験成績	
4 各種団体加入		4 各種資格	
5 賞罰		5	
⑥ 加入健康保険		6	
⑦ 加入年金		7	
⑧ 加入介護保険		8	
⑨ 学籍		9	
⑩ 取得医療証		10	
⑪ 自立支援給付		11	
12		12	
		(5) 財産・収入に関する項目	(6) 心身等に関する項目
① 収入状況	⑩ 雇用保険の受給	① 健康状況	☆収集の目的
② 財産状況	⑪ 上下水道料金	② 病歴	①、②は減免申請に関して生活状況を確認するため収集
③ 納税額等	⑫ 各種手数料等	③ 障がいの状況	
④ 取引状況	⑬ 公共料金	④ 容姿(写真)	㉕は、成年後見の送付先登録時の資格確認のため収集
⑤ 公的扶助の受給	⑭ 寄附金額・物品名	⑤ 死亡の原因	
⑥ 各種貸付金	⑮ 寄附目的	⑥ 事故(ケガ)の状況	
7 住居の間取り・図面	☆収集の目的	7	
⑧ 金融機関名	⑥、⑩は減免申請に関して生活状況を確認するため収集	8	
⑨ 口座番号	㉖は、成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集	9	
⑩ 生活費		10	
⑪ 地代・家賃		11	
⑫ 年金の受給		12	
⑬ 手当の受給		13	
⑭ 支給金額(助成の事実)		14	
⑮ 加入保険		15	

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 証明発行等窓口		部 課 名 財務部市民税課	
		管理責任者 財務部市民税課長	
		登録年月日	
		2002. 3. 11 2004. 4. 12 2004. 12. 13 2007. 11. 12 2011. 3. 14 2011. 9. 12 2013. 5. 13 2013. 9. 9 2014. 10. 20 2018. 4. 9 2022. 7. 11変更	
収集の時期 ☐ 定期 ☒ 随時		収集の方法 ☒ 本人等 ☐ 本人等以外 ☒ 目的外利用	
記録廃棄の時期 5年		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期		部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的 税証明等の発行、名寄帳等の閲覧窓口を市民税課に一元することで、市民サービスの向上を図る		財務部市民税課	市・都民税賦課
		財務部資産税課	固定資産税・都市計画税賦課
		財務部納税課	市税収納、国民健康保険税 収納
		市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳
		市民部市民課	東日本大震災避難者支援（取りまとめ）
		都市づくり部建築開発審査課	長期優良住宅認定、低炭素建築物新築等計画認定
対象となる個人の範囲 ①納税者（所有者） ②証明書及び閲覧請求者 ③納税管理人		◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
		機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
本人等への明示の方法 省略文書			
記録の保管方法 ①文書、電子媒体 ②キャビネット			
保管上の留意点 キャビネットに施錠			
備 考		本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☐ その他	

(第1号様式2)

業務の名称 証明発行等窓口

部 課 名 財務部市民税課

個人情報

報 記 録 の

項 目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名 ② 個人番号 ③ 住所 ④ 性別 ⑤ 生年月日 ⑥ 電話番号 ⑦ 本籍 ⑧ 国籍 ⑨ 世帯主との続柄 ⑩ 親族関係 ⑪ 家庭環境等 ⑫ 住民異動年月日 ⑬ 異動事由 ⑭ 筆頭者 ⑮ 相続人 ⑯ 納税管理人 ⑰ 電子メールアドレス ⑱ 公的個人認証	⑲ 住民記録システム 注意情報 ⑳ 個人番号カード ☆収集の目的 ⑦⑩⑭は相続人であることを確認するため 収集 ⑪はDV被害者等支援措置を含む ⑰⑱は電子申請者からのみ収集 ⑲の公的個人認証とは、秘密鍵、公開鍵、証明書シリアル番号、発行年月日、有効期間満了日、失効事由をいいます	1 主義・主張 2 支持政党 3 宗教 4 趣味・嗜好 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	☆収集の目的
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴 ② 地位 ③ 学歴 ④ 各種団体加入 ⑤ 賞罰 ⑥ 加入健康保険 ⑦ 加入年金 ⑧ 加入介護保険 ⑨ 学籍 ⑩ 取得医療証 11 12 13 14 15	☆収集の目的 ①④と⑥から⑩は社員証等により、申請・発行時に申請者の本人確認を行うため収集 ⑥は国民健康保険加入の事実	1 学業成績 2 勤務成績 3 各種試験成績 ④ 各種資格 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	☆収集の目的 運転免許証等により、④は、申請・発行時に申請者の本人確認を行うため収集
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況 ② 財産状況 ③ 納税額等 ④ 取引状況 ⑤ 公的扶助の受給 ⑥ 各種貸付金 ⑦ 住居の間取り・図面 ⑧ 金融機関名 ⑨ 口座番号 ⑩ 土地の状況 ⑪ 建物の状況 ⑫ 自動車名(標識番号) ⑬ 使用目的(税証明) ⑭ 被災 ⑮ 手当の受給	☆収集の目的 ④はクレジットカード等により本人確認及びキャッシュレス決済に使用するため ⑤は証明手数料減免判定のため収集 ⑭は東日本大震災で被災した納税者で税務証明の手数料等の減免を受ける者のみ ⑧⑨⑮はキャッシュカード等により申請・発行時に申請者の本人確認を行うため収集	1 健康状況 2 病歴 ③ 障がいの状況 ④ 容姿(写真) 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	☆収集の目的 障害者手帳等により、③④は、申請・発行時に申請者の本人確認を行うため収集

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 軽自動車税賦課		部 課 名 財務部市民税課	
		管理責任者 財務部市民税課長	
		登録年月日 1989.10.1 1991.3.18 1997.5.12 1999.3.8 2007.11.12 2009.2.9 2009.11.9 2010.9.13 2013.1.21 2013.9.9 2014.10.20 2015.11.9 2016.3.14 2016.12.12 2018.2.19変更	
収集の時期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用		
記録廃棄の時期 永年	◆ 他の業務からの収集 (目的外利用)		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 適正な軽自動車税の賦課	各課共通	番号連携	
	財務部納税課	納税貯蓄組合、市税徴収(滞納整理)、市税収納	
	防災安全部防災課	災害	
	市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳	
	市民部市民課	戸籍	
	市民部忠生市民センター及び鶴川市民センター	原動機付自転車等の登録	
	地域福祉部福祉総務課	成年後見制度利用支援事業	
	地域福祉部生活支援課	生活保護	
対象となる個人の範囲 ①軽自動車税の賦課対象者及び原動機付自転車等の譲渡者 ②軽自動車税減免申請者 ③①②に係る成年後見人・保佐人・補助人 ④③が法人の場合その代理人 ⑤住所表示実施等に伴う世帯主	地域福祉部障がい福祉課	身体障がい児・者記録管理 精神障がい者保健福祉手帳 障がい者自立支援給付(自立支援医療)	
	都市づくり部土地利用調整課	住居表示	
	都市づくり部地区街づくり課	土地区画整理事業(市施行)実施	
	◆ 他機関等からの収集(本人等以外収集)		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	(1)警察署	車の盗難届などに関する情報	
	(2)軽自動車検査協会	軽自動車(4輪)の登録に関する情報	
	(3)多摩自動車検査登録事務所	軽自動車(2輪)の登録に関する情報	
本人等への明示の方法 口頭による説明	(4)一般社団法人全国軽自動車協会連合会	軽自動車税申告書(2輪・4輪)	
	(5)法務局	登記事項証明書	
	(6)市区町村	・原付バイクなどの登録・課税に関する情報 ・戸籍・住民記録	
	(7)都道府県	自動車等の課税に関する情報	
	(8)軽自動車等の販売業者	軽自動車の登録に関する情報	
	(9)地方公共団体情報システム機構(J-LIS)	軽自動車検査情報	
記録の保管方法 ①文書、電子媒体 ②キャビネット、保管庫、倉庫等に保管	(10)市区町村(地方公共団体情報システム機構経由)	個人番号を含む本人確認情報	
保管上の留意点 キャビネット、保管庫、倉庫等にはすべて施錠			
備 考 本人等以外から収集の際、通知は省略とします	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 ・(1)、(3)、(5)、(6)、(7)は地方税法第20条の11 ・(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)は地方税法第450448条 ・(9)は三輪・四輪の軽自動車の税率が車両番号の指定を初めて受けた年月等によって異なるため、J-LISから検査情報の提供を受ける。 ・(10)は番号法第14条第2項に基づき住民基本台帳ネットワークで個人番号を含む本人確認情報を確認するため。 ・軽自動車税の対象となる所有者の手続きの利便を図る。		

(第1号様式2)

業務の名称 軽自動車税賦課

部 課 名 財務部市民税課

個人情報

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
①氏名	⑰成年後見	1 主義・主張	☆収集の目的
②個人番号	⑱住民記録システム注意情報	2 支持政党	
③住所		3 宗教	
④性別		4 趣味・嗜好	
⑤生年月日		5	
⑥電話番号		6	
⑦本籍		7	
⑧国籍		8	
⑨世帯主との続柄		9	
⑩親族関係		10	
⑪家庭環境等	11		
⑫住民異動年月日	12		
⑬異動事由	13		
⑭筆頭者	14		
⑮相続人	15		
⑯死亡			
☆収集の目的 ②は個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。 ⑪はDV被害者等支援措置を含む。			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的 ④は成年後見の送付先登録時の資格確認のため及び本人確認および住所確認が必要な場合に収集
2 地位	④は納税貯蓄組合加入の有無について収集	2 勤務成績	
3 学歴	⑥⑩⑪は本人確認および住所確認が必要な場合及び成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のために収集	3 各種試験成績	
④ 各種団体加入		④ 各種資格	
5 賞罰		5	
⑥ 加入健康保険		6	
⑦ 取得医療証		7	
⑧ 加入介護保険		8	
⑨ 自立支援給付		9	
⑩ 加入年金		10	
⑪ 学籍	⑦⑨は減免対象者確認が必要な場合及び成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のために収集	11	
12		12	
13		13	
14		14	
15	⑧は成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のために収集	15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	1 健康状況	☆収集の目的 ③は減免の際に障がい程度確認、成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集 ③④は本人確認および住所確認が必要な場合及び成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集
② 財産状況	④⑧⑨は、本人確認のため収集	2 病歴	
③ 納税額等		③ 障がいの状況	
④ 取引状況	⑫は課税資料にするため必要な場合に収集	④ 容姿(写真)	
⑤ 公的扶助の受給	⑤は減免対象者確認が必要な場合及び成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のために収集	5	
6 各種貸付金		6	
7 住居の間取り・図面		7	
⑧ 金融機関名		8	
⑨ 口座番号		9	
⑩ 自動車名	⑪は減免の際に罹災状況を確認するため収集	10	
⑪ 罹災状況	⑬⑭は成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のために収集	11	
⑫ 公共料金		12	
⑬ 手当の受給		13	
⑭ 支給金額(助成の事実)		14	

報記録の項目

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 軽自動車税賦課		部 課 名 財務部市民税課	
		管理責任者 財務部市民税課長	
		登録年月日	
システムの名称 軽自動車ワンストップサービス			
コンピュータ処理等の目的 新車購入時の軽自動車保有関係手続を電子化することにより、市民の利便を図るため。			
コンピュータ処理等の条件 ・ I D、パスワードにより操作者を限定する。 ・ 業務上必要な項目しか収集しない。 ・ スクリーンセイバーを使用する。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1 氏名	1 2	2 4	
2 住所	1 3	2 5	
3 生年月日	1 4	2 6	
4 電話番号	1 5	2 7	
5 財産状況	1 6	2 8	
6 納税額等	1 7	2 9	
7 自動車名	1 8	3 0	
8 各種資格	1 9	3 1	
9	2 0	3 2	
1 0	2 1	3 3	
1 1	2 2	3 4	
	2 3	3 5	
備 考			

個人情報外部委託等登録票

業務の名称 軽自動車税賦課		部 課 名 財務部市民税課
		管理責任者 財務部市民税課長
		登録年月日
		委託等の条件 ① 秘密の保持
委 指 託 定 先 管 又 理 は 者	名称及び所在地	② 第三者への提供の禁止
	地方共同法人 地方税共同機構 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館6階	③ 指示目的以外の使用の禁止
	代 表 者 理事長	④ 事故発生時の報告
	管理責任者 理事長	5 再委託の禁止
委託等の内容 新車購入時の軽自動車税の申告受付を委託する。		6 複写及び複製の禁止
委託等の理由 関係手続を電子化することにより、市民の利便を図るため。		7 情報の管理方法の指定
委託等の期間 通年		8 職員による立入り調査
		⑨ その他（個人情報の適正な取扱いに関する基本方針整備済）
委託等に係る保有個人情報の項目 1 2 2 4		
1 氏名 1 3 2 5		
2 住所 1 4 2 6		
3 生年月日 1 5 2 7		
4 電話番号 1 6 2 8		
5 財産状況 1 7 2 9		
6 納税額等 1 8 3 0		
7 自動車名 1 9 3 1		
8 各種資格 2 0 3 2		
9 2 1 3 3		
1 0 2 2 3 4		
1 1 2 3 3 5		
備 考		

22町財納第341号
2023年 2月 1日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町田市長職務代理者
町田市副市長 榎本 悦次

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「市税収納」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について

※変更の理由

業務の実態に合わせた修正のため

「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報外部提供登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 市税収納		部 課 名 財務部納税課	
		管理責任者 財務部納税課長	
		登録年月日 1989.10.1 1993.2.8 2010.9.13 2013.3.11 2014.10.20 2016.3.14 2020.3.9 2022.10.17変更	
収集の時期 ☒ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用		
記録廃棄の時期 会計年度終了後7年で焼却処分	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 安定した市財源の確保のため税納付の推進を図る。また未納者に対しては、督促状を出し、早急な納付を促す。	市民部市民協働推進課	町内会・自治会	
	財務部市民税課	市・都民税賦課、軽自動車税賦課	
	財務部資産税課	固定資産税・都市計画税賦課 特別土地保有税賦課	
	財務部納税課	市税徴収（滞納整理）、 納税貯蓄組合	
	市民部市民課及び 各市民センター	住民基本台帳	
	地域福祉部福祉総務課	成年後見制度利用支援事業	
対象となる個人の範囲 1. 納税の義務がある人 2. 1に係る成年後見人・保佐人・補助人 3. 2. が法人の場合その代理人 4. 住居表示等実施に伴う世帯主 5. 口座名義人	都市づくり部土地利用調整課	住居表示	
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	各市町村	住民記録	
	特別徴収義務者	住民税の納付状況と 課税に係る勤務状況	
	市区町村（地方公共団体情報システム機構経由） 市区町村（地方税共同機構）	個人番号を含む本人確認情報 軽自動車税（4輪）の納付に関する情報	
記録の保管方法 1. 文書、電子媒体 2. キャビネット・書庫・倉庫			
保管上の留意点 キャビネット・書庫・倉庫には全て施錠			
備 考 本人等以外からの収集の際、通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 地方税法第20条の11 国税徴収法第141条 適正かつ公平な市税収納のため 番号法第14条第2項に基づき住民基本台帳ネットワークで個人番号を含む本人確認情報を確認するため。		

(第1号様式2)

業務の名称 市税収納

部 課 名 財務部納税課

個人情報
情報
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
② 個人番号	②は個人番号収集の	2 支持政党	
③ 住所	際の本人確認に使用	3 宗教	
④ 性別	する情報を含む。	4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日	⑪はDV被害者等支	5	
⑥ 電話番号	援措置を含む	6	
⑦ 本籍	⑬は、窓口で利用者	7	
⑧ 国籍	自身が契約している	8	
⑨ 世帯主との続柄	金融機関に本人確認	9	
⑩ 親族関係	を行うため及びクレ	10	
⑪ 家庭環境等	ジット支払いの際に	11	
⑫ 在留資格	収集。但し、蓄積は	12	
⑬ 住民異動年月日	しない。	13	
⑭ 異動事由		14	
⑮ 納税管理人		15	
⑯ 相続人(納税義務継承者)			
⑰ 成年後見			
⑱ 暗証番号			
⑲ 住民記録システム注意情報			
⑳ 電子メールアドレス			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
② 地位	⑧⑨⑩は、成年後見の	2 勤務成績	④は、成年後見の送付
③ 学歴	送付先登録の該当課確	3 各種試験成績	先登録時の資格確認の
④ 各種団体加入	認のため収集	④ 各種資格	ため収集
⑤ 賞罰		5	
⑥ 加入健康保険		6	
⑦ 加入年金		7	
⑧ 加入介護保険		8	
⑨ 取得医療証		9	
⑩ 自立支援給付		10	
11		11	
12		12	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況	☆収集の目的	1 健康状況	☆収集の目的
② 財産状況	⑭⑮は、成年後見の送	2 病歴	④は、成年後見の送付
③ 納税額等	付先登録の該当課確認	③ 障がいの状況	先登録時の資格確認の
④ 取引状況	のため収集	④ 容姿(写真)	ため収集
⑤ 公的扶助の受給		5	
⑥ 各種貸付金		6	
⑦ 住居の間取り・図面		7	
⑧ 金融機関名		8	
⑨ 口座番号		9	
⑩ 自動車名		10	
⑪ 土地の状況		11	
⑫ 建物の状況		12	
⑬ 罹災状況		13	
⑭ 手当の受給		14	
⑮ 支給金額(助成の事実)		15	

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称		部 課 名	財務部納税課
市税収納		管理責任者	財務部納税課長
		登録年月日	
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間	通年
利用・提供先	名 称 地方共同法人 地方税共同機構	利用・提供の方法 1 関 覧 2 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等（業務システム） 4 その他	
	業務の名称 継続検査		
	管理責任者 理事長	利用・提供の条件 提供目的外の使用を禁止	
利用・提供の目的又は理由 継続検査で必要な納付情報を確認するため			
利用・提供の法令等の根拠 なし			
利用・提供に係る個人情報の項目 1 2 2 4			
1 財産状況 1 3 2 5			
2 納税額等 1 4 2 6			
3 自動車名 1 5 2 7			
4 1 6 2 8			
5 1 7 2 9			
6 1 8 3 0			
7 1 9 3 1			
8 2 0 3 2			
9 2 1 3 3			
1 0 2 2 3 4			
1 1 2 3 3 5			
備 考 外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。			

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 市税収納		部 課 名 財務部納税課	
		管理責任者 財務部納税課長	
		登録年月日	
システムの名称 軽自動車税納付確認システム			
コンピュータ処理等の目的 軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認することができることで、継続検査窓口において「継続検査用納税証明書」の提示が原則不要となり、市民の利便性を図ることができるため			
コンピュータ処理等の条件 ・ I D、パスワードにより接続を限定する。 ・ 業務上必要な項目しか収集しない。 ・ スクリーンセ이버を使用する。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
	1 2		2 4
1 財産状況	1 3		2 5
2 納税額等	1 4		2 6
3 自動車名	1 5		2 7
4	1 6		2 8
5	1 7		2 9
6	1 8		3 0
7	1 9		3 1
8	2 0		3 2
9	2 1		3 3
1 0	2 2		3 4
1 1	2 3		3 5
備 考			

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称		管理責任者	財務部納税課長
市税収納		登録年月日	
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 通年	
利用・提供先	名 称 市区町村	利用・提供の方法 1 閲 覧 2 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等（業務システム） 4 その他	
	業務の名称 軽自動車税賦課・収納		
	管理責任者 市区町村長	利用・提供の条件 提供目的外の使用を禁止	
利用・提供の目的又は理由 軽自動車の登録状況を確認するため			
利用・提供の法令等の根拠 なし			
利用・提供に係る個人情報の項目 1 2 2 4			
1 財産状況 1 3 2 5			
2 納税額等 1 4 2 6			
3 自動車名 1 5 2 7			
4 1 6 2 8			
5 1 7 2 9			
6 1 8 3 0			
7 1 9 3 1			
8 2 0 3 2			
9 2 1 3 3			
1 0 2 2 3 4			
1 1 2 3 3 5			
備 考 外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。			

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称		部 課 名	財務部納税課
市税収納		管理責任者	財務部納税課長
		登録年月日	
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間	通年
利用・提供先	名 称 軽自動車検査協会	利用・提供の方法 1 関 覧 2 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等（業務システム） 4 その他	
	業務の名称 継続検査		
	管理責任者 理事長	利用・提供の条件 提供目的外の使用を禁止	
利用・提供の目的又は理由 継続検査で必要な納付情報を確認するため			
利用・提供の法令等の根拠 なし			
利用・提供に係る個人情報の項目 1 2 2 4			
1 財産状況 1 3 2 5			
2 納税額等 1 4 2 6			
3 自動車名 1 5 2 7			
4 1 6 2 8			
5 1 7 2 9			
6 1 8 3 0			
7 1 9 3 1			
8 2 0 3 2			
9 2 1 3 3			
1 0 2 2 3 4			
1 1 2 3 3 5			
備 考 外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。			

22町子推第1164号

2023年1月27日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町田市長職務代理者
町田市副市長 榎本 悦次

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 「一時保育事業」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について
2. 「地域子育て相談センター」業務におけるコンピュータ処理等について

※変更の理由

オンラインによる一時保育利用予約受付システムを利用するため。

「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票
- ・個人情報外部委託等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 一時保育事業		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
		登録年月日 2001.4.9 2009.2.9 2014.10.20 2022.4.11 変更	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☐ 随時		収集の方法 ☐ 本人等 ☐ 本人等以外 ☐ 目的外利用	
記録廃棄の時期 5年		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期		部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的 ・保護者の疾病、入院、看護等緊急的な事情や、短時間または非定型就労等で子どもの保育が困難な場合に保護者の申込を受けて、町田市立保育園で一時的に保育を実施する。 ・市内私立保育園等の在園児が、緊急の休園等により保育の提供を受けられない場合に、市立保育園が代替保育を実施する。		市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳
		子ども生活部子育て推進課	地域子育て相談センター
対象となる個人の範囲 利用登録を行った者。 ・一時保育対象乳幼児 ・保護者及び緊急連絡先となる者			
本人等への明示の方法 口頭により本人の了解を得る。		◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
		機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
		保護者	緊急連絡先となる者
記録の保管方法 ・文書、電子媒体 ・キャビネット、書庫に保管			
保管上の留意点 キャビネット、書庫に施錠			
備 考 本人以外からの収集の際の通知は省略とします。		本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 保護者と連絡をとれない場合、他の緊急連絡先が必要となるため。	

(第1号様式2)

業務の名称 一時保育事業

部 課 名 子ども生活部子育て推進課

個人情報
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号		2 支持政党	
③ 住所	⑤は一時保育対象乳幼児について収集	3 宗教	④は、一時保育対象乳幼児について収集
④ 性別		④ 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		5	
⑥ 電話番号	⑥は保護者及び緊急連絡先となるものから収集	6	
7 本籍		7	
8 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄	⑨, ⑪は一時保育対象乳幼児について収集	9	
10 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等	⑫は保護者から収集	11	
⑫ 利用理由		12	
⑬住民記録システム注意情報		13	
⑭電子メールアドレス		14	
15		15	
16			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		2 勤務成績	
3 学歴	①は保護者及び緊急連絡先となるものから収集	3 各種試験成績	
4 各種団体加入		4 各種資格	
5 賞罰		5	
⑥ 保育・幼稚園名	⑥は一時保育対象乳幼児について収集	6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況		② 病歴	
3 納税額等	⑩は保護者及び緊急連絡先となるものから収集	③ 障がいの状況	⑤, ⑥, ⑦は一時保育対象乳幼児について収集
4 取引状況		④ 容姿(写真)	
5 公的扶助の受給		⑤ 医療機関名	
6 各種貸付金		⑥ 行動・性格	
7 住居の間取り・図面		⑦ 心身の発達状況	
8 金融機関名		8	
9 口座番号		9	
⑩ 各種手数料等		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

部 課 名 子ども生活部子育て推進課

業務の名称

一時保育事業

管理責任者 子ども生活部子育て推進課長

登録年月日

システムの名称

一時保育予約システム

コンピュータ処理等の目的

一時保育の利用予約事務を効率的かつ正確に執行するため。

コンピュータ処理等の条件

- ・ 業務上不必要な項目は収集しない。
- ・ I D・パスワードにより操作者を限定する。
- ・ 嘱託・会計年度任用職員は管理責任者の許可を受け、データの入力及び検索業務等に関して、職員の補助者として端末操作をおこなう。

コンピュータ処理等をする

個人情報の項目

1 2 健康状況

2 4

1 氏名

1 3 病歴

2 5

2 住所

1 4 障がいの状況

2 6

3 性別

1 5 容姿(写真)

2 7

4 生年月日

1 6 医療機関名

2 8

5 電話番号

1 7 行動・性格

2 9

6 世帯主との続柄

1 8 心身の発達状況

3 0

7 家庭環境等

1 9

3 1

8 利用理由

2 0

3 2

9 電子メールアドレス

2 1

3 3

1 0 趣味・嗜好

2 2

3 4

1 1 職業

2 3

3 5

備 考

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

部 課 名 子ども生活部子育て推進課

業務の名称
一時保育事業

管理責任者 子ども生活部子育て推進課長

登録年月日

システムの名称
電子メール

コンピュータ処理等の目的

一時保育の利用に必要な情報を保護者に確認するため

コンピュータ処理等の条件

- ・ I D・パスワードにより端末の操作者を限定する。
- ・ スクリーンセーバーを利用する。
- ・ 電子メールは、業務終了後、速やかに処分する。

コンピュータ処理等をする
個人情報の項目

1 2 健康状況 2 4

1 氏名 1 3 病歴 2 5

2 住所 1 4 障がいの状況 2 6

3 性別 1 5 医療機関名 2 7

4 生年月日 1 6 行動・性格 2 8

5 電話番号 1 7 心身の発達状況 2 9

6 世帯主との続柄 1 8 3 0

7 家庭環境等 1 9 3 1

8 利用理由 2 0 3 2

9 電子メールアドレス 2 1 3 3

1 0 趣味・嗜好 2 2 3 4

1 1 職業 2 3 3 5

備 考

(第12号様式) 1

個人情報外部委託等登録票

		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
業務の名称 一時保育事業		登録年月日	
		委託等の条件 ① 秘密の保持	
委 指 託 定 先 管 理 又 理 は 者	名称及び所在地 一時保育予約システム提供者		② 第三者への提供の禁止
	代 表 者 代表取締役		③ 指示目的以外の使用の禁止
	管理責任者 代表取締役		④ 事故発生時の報告
委託等の内容 一時保育の利用予約について、利用希望者からの利用希望施設、 利用希望日時のリクエスト受付業務を事業者に委託する。		⑤ 再委託の禁止	
委託等の理由 一時保育の利用予約事務を効率的かつ正確に執行するため。		⑥ 複写及び複製の禁止	
委託等の期間 通年		⑦ 情報の管理方法の指定	
委託等に係る保有個人情報の項目		⑧ 職員による立入り調査	
1 2 健康状況		2 4	
1 氏名		2 5	
2 住所		2 6	
3 性別		2 7	
4 生年月日		2 8	
5 電話番号		2 9	
6 世帯主との続柄		3 0	
7 家庭環境等		3 1	
8 利用理由		3 2	
9 電子メールアドレス		3 3	
1 0 趣味・嗜好		3 4	
1 1 職業		3 5	
備 考			

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
業務の名称		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
地域子育て相談センター		登録年月日	
システムの名称 オンライン行政手続サービス			
コンピュータ処理等の目的 以下の業務を迅速かつ正確に行うため ①子育てひろば事業における講座・イベント等の予約・管理 ②①の利用者アンケートの集計			
コンピュータ処理等の条件 ・業務上不必要な項目は収集しない ・ID、パスワードにより操作者を限定する ・スクリーンセーバーを使用する ・嘱託・会計年度任用職員は管理責任者の許可を受け、データの入力及び検索業務等に関して職員の補助者として端末操作を行う			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1 5		3 0	
1 氏名	1 6	3 1	
2 住所	1 7	3 2	
3 性別	1 8	3 3	
4 生年月日	1 9	3 4	
5 電話番号	2 0	3 5	
6 電子メールアドレス	2 1	3 6	
7 感想・意見	2 2	3 7	
8 相談内容（所見含む）	2 3	3 8	
9	2 4	3 9	
1 0	2 5	4 0	
1 1	2 6	4 1	
1 2	2 7	4 2	
1 3	2 8	4 3	
1 4	2 9	4 4	
備 考 本システムには、町田市で利用しているSNS「LINE」の町田市公式アカウントから遷移します。「LINE」での個人情報の保有は行いません。			

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町田市長職務代理者
町田市副市長 榎本 悦次

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「児童手当（2012年創設）」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用について

※変更の理由

学校給食費の児童手当からの徴収を始めるため
「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報目的外利用登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 児童手当 (2012年創設)		部 課 名 子ども生活部子ども総務課	
		管理責任者 子ども生活部子ども総務課長	
		登録年月日 2012.5.14 2014.10.20 2016.3.14 2018.5.14 2019.7.8 2022.10.17変更	
収 集 の 時 期 ☒ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用		
記録廃棄の時期 資格喪失後5年	◆ 他の業務からの収集 (目的外利用)		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、養育する保護者に手当を支給する。	各課共通	番号連携	
	財務部市民税課	市・都民税賦課	
	財務部納税課	市債権徴収一元化	
	市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳	
	いきいき生活部保険年金課	国民年金資格、国民健康保険被保険者資格	
	子ども生活部子ども総務課	子ども手当、乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、高校生等医療費助成	
対象となる個人の範囲 ・児童手当の申請者、その配偶者及び申請者に養育される、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ・児童手当の受給者、その配偶者及び受給者に養育される、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ・児童が入所している施設の設置者及び委託されている里親	学校教育部保健給食課	学校給食	
	◆ 他機関等からの収集 (本人等以外収集)		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	他市区町村	受給資格及び受給状況	
本人等への明示の方法 ・口頭にて説明する ・申請書に記載する	東京都福祉保健局 少子社会対策部育成支援課	受給資格及び受給状況	
	各児童相談所	児童の委託及び施設入所状況	
	市区町村 (地方公共団体情報システム機構経由)	個人番号を含む本人確認情報	
記録の保管方法 ① 文書、電子媒体 ② キャビネットに保管			
保管上の留意点 キャビネットに施錠			
備 考 本人等以外から収集の際、通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 手当の適正受給と重複支給の防止のため。 番号法第14条第2項に基づき住民基本台帳ネットワークで個人番号を含む本人確認情報を確認するため。		

(第1号様式2)

業務の名称 児童手当(2012年創設)

部 課 名 子ども生活部子ども総務課

個人情報
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
② 個人番号	②は個人番号収集の際	2 支持政党	
③ 住所	の本人確認に使用する	3 宗教	
④ 性別	情報を含む。	4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		5	
⑥ 電話番号	⑩は申請者及び受給者	6	
⑦ 本籍	が未成年後見人である	7	
⑧ 国籍	ことを確認する必要がある場合のみ収集	8	
⑨ 世帯主との続柄		9	
⑩ 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等	⑬は電子申請の場合のみ収集	11	
⑫ 住民異動年月日		12	
⑬ 異動事由		13	
⑭ 在留資格		14	
⑮ 死亡		15	
⑯ 成年後見			
⑰ 住民記録システム注意情報			
⑱ 電子メールアドレス			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		2 勤務成績	
3 学歴		3 各種試験成績	
4 各種団体加入		4 各種資格	
5 賞罰		5	
⑥ 加入健康保険		6	
⑦ 加入年金		7	
⑧ 利用施設名		8	
⑨ 取得医療証		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
② 財産状況		2 病歴	
③ 納税額等		③ 障がいの状況	
4 取引状況		4 容姿	
⑤ 公的扶助の受給		5	
⑥ 各種貸付金		6	
7 住居の間取り・図面		7	
⑧ 金融機関名		8	
⑨ 口座番号		9	
⑩ 手当の受給		10	
⑪ 学校徴収金(給食費)		11	
12		12	

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 学校給食		部 課 名 学校教育部保健給食課
		管理責任者 学校教育部保健給食課長
		登録年月日
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 通年
利用・提供先	名 称 子ども生活部子ども総務課	利用・提供の方法 ① 閲 覧 ② 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等（庁内ネットワーク） ④ その他（口頭・電話）
	業務の名称 児童手当（2012年創設）	
	管理責任者 子ども生活部子ども総務課長	利用・提供の条件 利用目的以外の使用を禁止します。
利用・提供の目的又は理由 児童手当から学校給食費へ充当できるか確認するため		
利用・提供の法令等の根拠 なし		
利用・提供に係る個人情報の項目		
1 氏名	1 2	2 4
2 住所	1 3	2 5
3 性別	1 4	2 6
4 生年月日	1 5	2 7
5 世帯主との続柄	1 6	2 8
6 学籍	1 7	2 9
7 学校徴収金（給食費）	1 8	3 0
8	1 9	3 1
9	2 0	3 2
1 0	2 1	3 3
1 1	2 2	3 4
	2 3	3 5
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略とします。		

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

部 課 名 子ども生活部子ども総務課	
業務の名称 児童手当（2012年創設）	管理責任者 子ども生活部子ども総務課長
	登録年月日 2021.11.8
システムの名称 マイナポータルぴったりサービス（オンライン申請）	
コンピュータ処理等の目的 「児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求」等の手続について、マイナポータルぴったりサービスを利用し、電子申請を可能とすることで申請者の利便を図るとともに、受付事務の効率化を図る。	
コンピュータ処理等の条件 業務上必要のない項目は収集しない。 ID・パスワードにより操作者を限定する。 スクリーンセーバーを使用する。 町田市とマイナポータルぴったりサービス間の情報交換は、行政専用回線（LG-WAN）を使用する。	
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目	1 2 電子メールアドレス 2 4
1 氏名	1 3 死亡 2 5
2 個人番号	1 4 職業・職歴 2 6
3 住所	1 5 加入健康保険 2 7
4 性別	1 6 加入年金 2 8
5 生年月日	1 7 利用施設名 2 9
6 電話番号	1 8 金融機関名 3 0
7 国籍	1 9 口座番号 3 1
8 世帯主との続柄	2 0 手当の受給 3 2
9 親族関係	2 1 学校徴収金（給食費） 3 3
1 0 家庭環境等	2 2 3 4
1 1 在留資格	2 3 3 5
備 考	

2023年2月13日
地域福祉部福祉総務課

個人情報の紛失事故について

標記の件について、下記のとおり、報告いたします。

記

1 事故の内容

市では、災害時に避難行動要支援者（※1）の避難を支援するため、「避難行動要支援者名簿」（以下、「名簿」という。）を、避難支援に携わる関係者（※2）に提供しています。このたび、関係者の1人が名簿を紛失したことが判明しました。

（※1）要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮が必要な方）のうち、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方。

（※2）町田警察署、南大沢警察署、町田消防署、民生委員、社会福祉法人 町田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織

2 紛失した個人情報

「避難行動要支援者名簿」（36人分）

内容：氏名、住所、生年月日、性別、電話番号（18人分）、障がいや介護等の状況

3 経緯

1月19日（木）に当該関係者から名簿が見あたらないとの報告があり、市から再度よく探すように指示しました。

その後、探しましたが見つからず、1月31日（火）に、紛失したことに間違いのない旨の報告があり、2月1日（水）に町田警察署へ紛失届を提出しました。

なお、現在まで、名簿は発見されておりません。

4 対応状況

名簿に記載されていた36人に、経過説明と謝罪を行っています。

今後はこのような事故が発生しないよう、避難支援に携わる関係者に対し、個人情報管理の徹底を改めて周知するとともに、随時、名簿の保管状況について確認してまいります。